

# 会議要録

会議名	平成28年度 第2回八王子市消費者教育推進協議会	
日時	平成28年10月24日(木) 午後2時00分～3時00分	
場所	クリエイトホール第2学習室	
出席者氏名	委員	和田清美会長、鈴木麗加副会長、西島美奈子委員、樋口勝美委員、 佐々木昭夫委員、北出義則委員、日浦雅委員、竹口君夫委員、深沢靖彦委員、 今井婉子委員、赤木省三委員、栗本正男委員、斉藤郁央委員、原田親一委員、 大日向由紀子委員
	事務局	田代信之主査、後藤正幸主任、檜森大作主事
欠席者氏名	木下和彦委員	
議題等	(1) 八王子市消費者教育推進計画(案)について	
公開・非公開の別	公開決定後公開	
非公開理由		
傍聴人の数	1名	
配付資料名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1：第4回八王子市消費生活審議会 会議要録</li> <li>・資料2：第1回八王子市消費者教育推進協議会 会議要録</li> <li>・資料3：第2期八王子市消費生活基本計画 八王子市消費者教育推進計画(素案)</li> </ul> <p>机上配付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のスケジュール</li> <li>・消費生活支援センター事業概要(平成27年度)</li> <li>・「八王子市消費者生活基本計画における平成27年度実施状況の検証について(意見)」</li> </ul>	

## 会議内容

### 1. 開会

事務局：これより平成28年度第2回八王子市消費者教育推進協議会を開会します。

<委員（前回欠席者）紹介>

<配付資料の確認>

<出席・出欠者確認>

和田会長：それでは第2回の推進協議会を開催させていただきます。

今、報告がありましたように本日は1名が欠席です。委員16名のうち15名が参加していますので、本推進協議会の設置要綱に基づき会議は成立していることとなります。

次に会議の公開・非公開の決定をいたします。本議題は個人情報等、会議の公開に関する指針の非公開事項に該当するものがないとし、公開することによろしいでしょうか。

<他の委員から「異議なし」の声あり>

和田会長：それでは当協議会は公開といたします。

事務局から、本日の傍聴者の報告をお願いします。

事務局：傍聴者席を設けてあり、現在の傍聴者は1名です。このあと、希望者があれば随時入場していただきますので、あらかじめご了承ください。

### 2. 議事

#### (1)八王子市消費者教育推進計画(案)について

<事務局説明－資料1、2の説明>

<事務局説明－資料3(第3部)の説明>

和田会長：資料3の説明をいただきましたが、質問や意見があればお願いします。

栗本委員：44ページからの「ライフステージに応じた体系的な消費者教育」は「(1)幼児」から始まり、「(6)障害者」までというように、文言的には最後「障害者」となってしまうものなのかも知れませんが、障害のある方がこの「障害者」という文言を見たとき、どんな気持ちになるのかなと思いました。確かに「障害者」と言えば「障害者」なのでしょうが、ここの部分だけ見ると違和感があります。

和田会長：前は確か「支援が必要な」といった表現で、その中に障害者、外国籍市民がありました。皆さんとしては、いかがでしょうか。

大日向委員：前は「障害者等配慮の必要な方」ということで、障害者と外国籍の方を1つにしていました。32ページの消費生活基本計画の方で外国籍と障害者を分けていたこともあり、それに合わせてこちらも分けたのだと思われます。

事務局：消費生活基本計画では、高齢者と障害者が1グループで、外国籍市民の方を別立てとしていましたが、今回、高齢者と障害者をそれぞれ別立てにしました。また一方、これまで消費者教育推進計画の方では障害者と外国籍市民が1グループになっていたもので、それぞれ独立させるという処理をさせていただきました。

和田会長：ライフステージということで高齢者が高齢期に対応していることもあって、独立させていますね。障害者と外国籍市民については、どうなのでしょう。

今井委員：今の栗本委員の意見の趣旨がよくわからなかったのですが、別立てにしたということで何が問題なのでしょう。

栗本委員：「幼児」から「障害者」という並びで、この「障害者」という言葉の印象として、配慮が足りないように思えるという意味合いで発言いたしました。もっとも、こういう書き方にならざるを得ないのでしょうか、障害のある方が見たとき、その方々がどう思うのだろうかと考えたわけです。

今井委員：八王子市の障害者計画策定の会議に参加していたことがあります。ある時、民生委員から障害者の「害」がきつから平仮名にしたいという話が出たと私が申し上げたところ、会長が文字が「害」であっても「がい」であっても現実には変わらないという考えを言われ、八王子市では「障がい者」とはしなかったのです。広い目で障害者の方を見ているということなので、ここを別立てしたのは良いと思います。

和田会長：おっしゃる通りで「障がい者」という表記はなかなか浸透していませんが、そうした議論は多くありますよね。これは「八王子ビジョン」ではどのような表現になっていますか。

事務局：「障害者」という漢字での表現があったと記憶しています。

栗本委員：私としては特に固執はしません。少し違和感があったということをご理解いただければと思います。

竹口委員：32ページと44ページは概ねタイアップしていると思いますが、44ページは、高齢者まではライフステージ順で、ただ高齢者というのは、高齢期でもありながら、障害者や外国籍の方と同様にハンデを負う部分もあるということだと思います。そういう意味では、高齢者はどちらに入るのかという問題も起こるので、この44ページの流れで良いでしょう。栗本委員の趣旨としてはここは「ライフステージに応じた」とうたっているところなので、障害者が入るのは違和感があるということだと思います。従って、32ページのように「ライフステージや様々な立場に応じた～」とすれば良いのではないのでしょうか。

大日向委員：標題の部分を変更するということですか。

竹口委員：標題をライフステージやいろいろな特性とかハンデに応じたというように、特に外国籍の方も増えてきていますし、もっと言えば、外国籍市民の方というよりは、外国から訪れる方も含めていくという考え方もあって良いのではないかと思います。

和田会長：以前の打ち合わせで、ライフステージだと「〇〇期」、「〇〇期」と記述するのが普通で、そこに障害者等が入ってくるのはどうかということで調整をしました。その結果、32ページでは「様々な場」としたことで、それほど違和感はないけれども、44ページはそのままになっていますね。ライフステージという言葉の意味を知っている市民の方にすれば、ここにいきなり障害者や外国籍市民が出てくることには違和感がありますよね。

それと外国籍市民ですが、確かに日本に居住している外国籍の方に限らない方が良いかも知れませんね。

大日向委員：そこは取り組み内容のところに、そうした観光客向けの取り組みなどを入れていく形になりますかね。

鈴木副会長：そこは「外国籍市民」で良いのではないですか。修正するとすれば、大タイトルですよ。ライフステージに応じた体系的な消費者教育は、前回の「ライフステージごと」を、「に応じて」にして、「体系的」を加えることによって、どうにか障害者教育を含めたいという悩みが見て取れます。44ページでは「消費者の特性に応じた」という部分がタイトルに出ていないので、このタイトルに何かアイデアが必要ということです。32ページでは「様々な場に応じた」と入っていますが、44ページでも同様の表現で良いのかどうか。

大日向委員：32ページは「地域活動団体等」が入っていることもあって、「様々な場に応じた」としています。

鈴木副会長：何か全体を含むような言葉を入れられないですかね。例えば「消費者のライフステージや消費者の特性に応じた」とか、ただ特性と言ってしまうと、何か上から目線のように感じるので、他に適当な言葉がないものですかね。

原田委員：ここまでの皆さんの議論ですが、(5)の高齢者まではライフステージに該当しますが、(6)、(7)をライフステージとするには違和感があるというお話がありました。ただ7つに分けるのは良いという意見が大勢を占めていたことから、ここでは障害のお持ちの方々、また外国籍で市内に一定期間居住される方などに対しても消費者教育が必要になると思うのですが、要は(6)、(7)の方を包含できるようなタイトル、例えば「様々な特性に応じた」とか、「ライフステージや様々な特性に応じた体系的な消費者教育」というようにする、それで特性という言い方の目線が良くなければ、皆さんからのお知恵をいただきたいと思います。

今井委員：「市民の体系的な消費者教育」というように、「ライフステージ」は外してはどうでしょうか。

和田会長：障害者と外国籍市民を足して論理的に整理するというのが今のご提案です。最初の議論で言うと、「ライフステージというのは良い」と意見が各委員さんから出ていたので、これを活かしたもののですね。

深沢委員：障害のある方が、「障害者」という文言を見たところで、それほど抵抗はないのではないのでしょうか。むしろ自分たちのことも考えてくれているとポジティブに考えてくれるのではないかと私は思います。

和田会長：整理すると、標題については「ライフステージや様々な特性に応じた消費者教育」という案が1つ。

鈴木副会長：「(6)障害者」の取り組み例に、「障害特性に配慮した～」とあるので、「特性」という言葉は入れても良いかも知れないですね。

和田会長: そうすると、「ライフステージや消費者の特性に応じた体系的な消費者教育」となりますね。  
大日向委員: 「特性に応じた」が上から目線ということであれば、「特性を尊重した」としますか。  
和田会長: 「応じた」、「対応した」などで良いでしょうか。今の提案でよろしいでしょうか。

<他の委員から「異議なし」の声あり>

和田会長: 続いて46ページからの「持続可能な社会に向けた取り組み」では、「(2)食の安心と食品表示」は前回の議論で出されたということですが、これはよろしいでしょうか。  
赤木委員: 私もこうした趣旨で発言しましたので、とてもわかりやすく記述されていると感じます。

和田会長: それから、47ページの「(4)倫理的(エシカル)消費の啓発」は新たに加わったということですね。  
大日向委員: はい。  
和田会長: 新たに追加されたということです。  
それと注を入れてくれましたので、それについてもよろしいでしょうか。

<他の委員から「異議なし」の声あり>

和田会長: 次に41ページのイメージマップですが、これは入れ込む必要がありますか。今、マップづくり、マップというものが流行っているのですよね。  
鈴木副会長: これを見開きにする場合、奇数ページからスタートなので難しいですよ。それより、見ても頭に入らない。  
和田会長: これはどうでしょうか、ちょっとわかりにくいように思います。  
鈴木副会長: 成人期は「特に高齢者」、「成人一般」、「特に若者」とありますが、障害者とか外国籍市民などが抜けているなど、言い出すと細かくなってきます。  
栗本委員: 資料編に組み込む形でも良いのではないのでしょうか。  
赤木委員: イメージマップが必要かどうかということですが、大きく基本方針を組んで、具体的なアクションになるときに、ここの1つ1つが「〇〇をしよう」といった行動に落とせるような文言として整理されているおり、比較的わかりやすいと思うので、これはこれで良いと思います。但し、文字が小さすぎるので、見開きにしてもっと見やすくしたい。成人期のところに障害者や外国籍の方の部分も補足して、全体を網羅する形にすれば、人によっては使いやすくなるでしょう。  
齊藤委員: これは国のものとの程度類似したものなのですか、ほぼ同じと考えてよろしいですか。  
事務局: その通りです。あくまでも参考資料としてここに差し込みましたものです。  
齊藤委員: 私も体系化されていてとても良いと思っています。特に小・中学校では消費者教育といっても、どう教育していけば良いのかというモデルがないので、こうしたものが示されるのは意義のあることだと思います。ただ、注意書きに「学習指導要領との対応関係を示すものではありません」というのが結構わかりにくくて、ましてや大学とか、成人期のように学習指導要領とは関係のないものとなってくるので、国の方で示しているものとすれば参考になるかと思います。そういう意味では、図は小さいですが、全体を示す意味では良いでしょう。  
原田委員: 国の資料と同一のものであるならば、ここに差し込むのではなく、最後の要綱等のある資料編が適当ではないでしょうか。  
和田会長: これは国の資料なのですか。  
大日向委員: そのままです。  
和田会長: 皆さんで考えて作成したものならともかく、そうでないものならば、資料編で良いでしょう。  
鈴木副会長: 国の作成したものを資料編としてつけるのであれば、成人期がこういう表記になっているのは仕方ないですね。改編するわけにもいきません。ただ、大きくして、読みやすくなるようにした方が良いでしょう。  
和田会長: 見開きは可能ですか。  
事務局: はい。  
和田会長: それでは資料編に見開きで、きちんと引用先の表記もしてください。

和田会長: 他に全般を見渡して、気づいた点等ありましたらどうぞ。  
樋口委員: 先ほどの45、46ページの「(6)障害者」と「(7)外国籍市民」の取り組み例の中にそれぞれ「(障害者)」、「(外国籍市民)」と入っているので削除した方が良いでしょう。

事務局:失礼しました。

赤木委員:45ページ、「(6)障害者」の取り組み例で、「ボランティア講座等における消費者教育」とありますが、この内容はどのようなものですか。

事務局:想定の域を出ておりませんが、障害者団体と付き添っているようなボランティアの方々に対する講座、それがイメージする1つです。もう1つは、そういった方々が消費者を取り巻く方、あるいは消費者本人の方々に対する講座を開設していただくことも想定しています。言い回しが多少しっくりきていませんが、今後表現は工夫していきます。

赤木委員:付き添っている方というのがわかりにくいですね。

和田会長:そうですね。むしろ「消費者教育講座の提供」などとした方がわかりやすいですね。

和田会長:他にはいかがでしょうか。

佐々木委員:(7)外国籍市民の所管課の3番め、「生推進課」は正しい名称ですか。

深沢委員:多文化共生推進課です。

佐々木委員:上の行からの折り返しですか、わかりました。

和田会長:取り組み例と所管課の対応はどう見るのですか。

大日向委員:左側の各取り組みと右側の所管課が1対1で対応しているわけではなく、これらの取り組みを、ここに書かれた所管課で行うといったつくりとなっています。

和田会長:対応しているところもあるのですか。

大日向委員:はい。

事務局:確かにこの部分は、左側の取り組みが右側の所管課に対応しているところもあるので、他の部分もそのように見えてしまうのですね。従って、左の4つの取り組みが右の3つの所管課と4:3の対応というように誤解のない記述にした方が良いですかね。

大日向委員:それでは、繰り返しになっても、それぞれ対応した所管を入れていった方が良いですよ。

和田会長:対応していれば良いのですが、協働して行う場合もありますよね。

大日向委員:そうですね。

和田会長:そうであれば、中黒でつないでいくような表記の仕方に修正するなどにはどうですか。

大日向委員:はい。

事務局:今会長に補足していただいたように、取り組みによっては1つの所管にとどまらないケースもあります。

和田会長:ここは表記の仕方を工夫した方が良いですね。

大日向委員:ここは今のようにならなくても、分けた方がよろしいですかね。

事務局:1つの取り組みが1つの課とは限らず、所管課同士が連携して行う場合もあって、そうした取り組みは随所に出てきます。

大日向委員:今、取り組みと所管課が1つの表の枠内に収まっているから、それを別々の枠で括ったらどうでしょうかね。

和田会長:市民の方が見たときに、その取り組みがどの所管課で行われるのかを一目でわかるように対応してください。

大日向委員:はい。

和田会長:戻って45ページ、(6)障害者の「ボランティア講座等における消費者教育」は少しわかりにくいので、「障害者及び家族に向けた消費者教育講座の提供」というように、46ページの「外国人向け出前講座の検討」と同様のタイプの表記の方が、先ほどの説明には合っているのではないのでしょうか。

鈴木副会長:これは見守り的な講座ということですよ。

栗本委員:取り組みの2番めに「障害者支援」がありますので、「障害者支援者に対する(への)消費者教育」としてはどうですかね。

大日向委員:2番めが「障害者支援施設」だから、1番めは「障害者支援者への」ということですか。

栗本委員:そうです。

大日向委員:「ボランティア等」と加えますか。

赤木委員:ボランティアではなく有償の方もいらっしゃいますよね。だから「障害者支援者」といった表現の方がわかりやすいでしょう。

和田会長:それでは今のような表記に修正していただくということで対応をお願いします。

和田会長:他にはいかがでしょうか。

先ほどのイメージマップとの関連で言うと、40ページの最後の段落の表記はこのままで良いですか。  
原田委員：40ページと41ページがセットになっていた方がわかりやすいのでこうした形にしていました。しかし、41ページが国の資料ということから資料編に移動すると、そのセットが離れてしまって、そのつながりがわかりにくくなりますね。  
事務局：それでは、ここに「巻末参照」といった表記を明記すればよろしいかと思います。

### 3. その他

事務局：本日のお配りした資料「消費生活支援センター事業概要」については、平成27年度版とうたっています。27年度実績をまとめたものですので、今後何かの参考としていただければと思います。内容等について疑問点等がありましたら、事務局へお問い合わせください。

それと資料「今後のスケジュール」ですが、本日の資料3の素案は今ご審議をいただいた内容で今月中に事務局で表現の見直し等の最終調整をして、今月中には委員さんの皆さんにお送りいたします。後ろが詰まっている関係で大変申し訳ないことですが、その修正要望については11月7日までにご連絡ください。更にそれを再調整し、11月中旬より前には、素案の確定へとしていきたいと思います。また、審議会の委員の皆さんには後ほど答申案をご審議いただくところですが、それについても同じ対応をお願いをさせていただきます。11月中には庁内の意思決定の作業を経て、12月に市の常任委員会である総務企画委員会に素案を報告させていただきます。その後、1月中旬から2月中旬にかけてパブリック・コメントの実施を予定しています。その後、パブリック・コメントの意見を調整し、再度その段階で変更があった場合には、変更部分をわかるようにして委員の皆さんに送付させていただきます。それについて意見をいただいたところで、最終決定に至ります。ただし、パブリック・コメントでいただいた意見を反映させるための修正は、原則として事務局預かりとさせていただきます。その修正をかけたものに対して意見をいただきたいと思います。なお、その段階においては、他の部分での修正依頼についてはご容赦いただきたいと思います。来年3月に計画の最終確定をさせていただきます。3月下旬から4月上旬にかけて計画書及び概要版を成果物として送付させていただきます。

和田会長：委員会として召集されるのは本日が最後ですか。

事務局：それではその件は私の方から報告いたします。次回の開催予定ですが、本年度中にはお諮りするべき議題がありませんので、特段のことがなければ本日が最終の協議会となります。

また、本日の会議要録は事務局でとりまとめをして、各委員さんにお送りいたします。その上で確認をしていただき、修正等がある場合は各委員さんにご連絡の上、ご確認いただき、確定したいと思っています。本日の会議要録の署名は委員名簿の記載順で前回欠席された北出委員にお願いいたします。

なおこの後、3時10分より第5回の消費生活審議会に入ります。該当の委員の皆さんは引き続きよろしくお願いたします。

### 4. 閉会

和田会長：消費者教育推進協議会の皆さんありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

それでは以上で本日の協議会を終了いたします。ありがとうございました。

平成29年 1月 11日

委員 北出 義則